平成２９年（フ）第２２９号
釧路市武佐１丁目26番29号
債務者　菊池　和子
1　決定年月日時　平成29年11月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月24日まで
釧路地方裁判所

平成２９年（フ）第６４７号
埼玉県ふじみ野市上福岡１丁目４番１号　カジワラマンション603
債務者　白井かおる
1　決定年月日時　平成29年11月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月24日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（フ）第６５３号
埼玉県所沢市林３丁目526番地の12　植松孝一郎方、住民票上の住所東京都青梅市東青梅４丁目14番地の13　メゾンドール東青梅403号室
債務者　磯井サチ子
1　決定年月日時　平成29年11月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月24日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（フ）第４１５号
静岡県三島市中島272番地の５　パークヒルズＢ－202、前住所静岡県田方郡函南町平井841番地　レジデンス平井Ｃ201
債務者　扶川　優香
1　決定年月日時　平成29年11月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月24日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２９年（フ）第４２号
京都府京丹後市峰山町丹波110番地の26
債務者　大嶋　祐介
1　決定年月日時　平成29年11月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月24日まで
京都地方裁判所宮津支部

平成２９年（フ）第４９４９号
大阪府東大阪市横枕12番３号　ピースフル105
債務者　末廣　貴昭
1　決定年月日時　平成29年11月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５１０２号
大阪府高槻市寿町１丁目２番21号
債務者　金田　義則
1　決定年月日時　平成29年11月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５１２３号
大阪市東成区深江南１丁目14番20号　ＪＨＣハイツ　302号
債務者　寳滿　義幸
1　決定年月日時　平成29年11月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５１７１号
大阪市天王寺区大道２丁目１番22－207号、前住所大阪市阿倍野区昭和町１丁目21番６－406号
債務者　**西**木　理恵
1　決定年月日時　平成29年11月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５１９１号
大阪市住吉区長居東４丁目16番21号　扇マンション　501号
債務者　渡部　智子
1　決定年月日時　平成29年11月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１０２号
北海道虻田郡洞爺湖町入江170番地51、前住所北海道浦河郡浦河町東町ちのみ３丁目２番34号ロイヤルシャトー102号
債務者　佐々木孝太
1　決定年月日時　平成29年11月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月25日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２９年（フ）第１４２号
北海道帯広市西７条南25丁目13番地　メゾンクレール203
債務者　谷口　友祐
1　決定年月日時　平成29年11月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月25日まで
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２９年（フ）第３３６号
岩手県滝沢市鵜飼洞畑25番地２　大森アパート102号
債務者　松岡みゆき
1　決定年月日時　平成29年11月30日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月25日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２９年（フ）第３５０号
盛岡市材木町７番27―103号
債務者　田口きぬ子
1　決定年月日時　平成29年11月30日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月25日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２９年（フ）第４７号
山形県鶴岡市道田町２番30―１号
債務者　富樫　久一
1　決定年月日時　平成29年11月30日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月25日まで
山形地方裁判所鶴岡支部

平成２９年（フ）第４８号
山形県鶴岡市道田町２番30―１号
債務者　富樫　アヤ
1　決定年月日時　平成29年11月30日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月25日まで
山形地方裁判所鶴岡支部

平成２９年（フ）第４９号
山形県鶴岡市道田町２番30―１号
債務者　富樫　正樹
1　決定年月日時　平成29年11月30日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月25日まで
山形地方裁判所鶴岡支部